

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 管理係 内線 2711 47-1835 ダイヤルイン
道路整備課 路政係 内線 2712 47-1835 ダイヤルイン

- 内容 【 1.協議事項 】
○公開 【 1.可 】
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 0276-20-7080

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

追いかけてっこをしていた児童が、サッカーゴールと植木の上に張られたロープが首に引っ掛かり転倒し、左鎖骨遠位端骨折等の負傷をした事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、報告するものです。

【 概 要 】

1 城西小学校校庭において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	市過失 割合	事故概要
1	令和3年 12月14日	550,000円	8割	平成31年3月15日、城西小学校校庭において、被害児童がサッカーゴールと植木の上に張られたロープに首が引っ掛かり転倒し、左鎖骨遠位端骨折等の負傷を負った。原告は、医療機関に対して合計668,592円を支払うことで、損害賠償請求権を取得したとして提訴した。今般、裁判所より和解勧告がされたことを踏まえて、和解となったものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 損保ジャパン株式会社の一般保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年1月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 学校教育課 保健体育係 ダイヤル 0276-55-2160

